施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策 (1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

《現状及び課題》

結婚や子育てを行う上においては、仕事と生活の両立を図る必要がありますが、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある 30 代及び 40 代の男性で長時間労働を行う人の割合は依然として高い水準にあり、働き方の見直しが必要になっています(図表 - 45、図表 - 47)。

本県におけるワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は年々増加していますが、本県は、全国と比較して労働時間が長く、年次有給休暇等の取得率も低い状況にあり、長時間労働の是正や経営者・管理職の意識改革、男性の育児休暇取得促進、女性の就業継続に向けた環境整備など、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを更に推進していく必要があります(図表 - 37)。

また、仕事と生活の両立には、職場の理解と協力が必要です。県民意識調査によると、子育ての支援のために、企業に整備してほしい制度として、「妊娠中、育児中の勤務時間の短縮」や「育児休業中の収入補填」、「フレックスタイム制度の導入」という回答が多くなっています(図表 - 56)。

このため、働き方改革や仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業の登録・紹介、育児の日の普及 促進など、仕事と生活の両立に向けた広報・啓発に努め、良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バラン スの推進に努めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和実現に向けた普及啓発

「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定・紹介や「育児の日」の普及促進,女性活躍に取り組む企業への支援等を通じて、仕事と生活の調和実現に向けた広報・啓発に努め、職場を優先する意識や慣行の見直しを図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
仕事と生活の両立がし やすい職場環境づくり の促進	男女ともに <u>仕事と生活の両立が</u> しやすい職場環境づくりを推進するため、広報誌「労働かごしま」の発行や労働セミナーの開催、労働問題相談員による相談対応を通じた、働き方の見直しや関係法令、各種助成制度の周知・啓発	雇用労政課
「かごしま子育て応援 企業」の登録・紹介	従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育で応援企業」として登録・紹介し,県内企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進	雇用労政課
「かごしま『働き方改 革』推進企業」の認定・ 紹介	長時間労働の是正,柔軟な働き方がしやすい環境整備など,働き 方改革に取り組む企業を「かごしま『働き方改革』推進企業」とし て認定・紹介し,県内企業の積極的な取組を促進	雇用労政課
「育児の日」の普及促 進	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する機運の醸成に 資するとともに、仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バラン ス)について考える契機となるよう、町内会、NPO、市町村社会 福祉協議会等と連携して、「育児の日」を普及促進	子育て支援課

第5章 - 施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり - 基本施策 (1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「育児の日」協力企業の登録・紹介	「育児の日」に、ノー残業デーや年休取得促進日を設定するなどの取組を行う企業について「育児の日」協力企業として登録するなど、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ることにより、職場における子育てしやすい環境づくりを促進	子育て支援課
男性の家事・育児参加促進	「育児の日」フォーラムの開催や、ワーク・ライフ・バランス等についての企業などへの周知などにより、男性(父親)の積極的な家事・育児参加を促進	子育て支援課
女性活躍推進に取り組 む企業への支援	中小企業における一般事業主行動計画の策定を促進し、女性の活躍状況の「見える化」を図るとともに、職場における女性の採用、 定着、登用に資する取組を支援	男女共同参画室
「鹿児島県女性活躍推 進宣言企業」の登録・紹 介	女性が働きやすい環境づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録・紹介し、企業の自主的な取組を支援	男女共同参画室
女性活躍を推進するフォーラム等の実施	企業トップ等を対象としたフォーラムの開催や、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業の表彰、男性の育児・介護の参加促進等を図るための研修等、働く女性の意欲の向上及び能力開発の支援等を通じた女性が活躍できる環境づくりの推進	
県建設工事入札参加資格の格付における技術事項等評価点数への加点	県が発注する建設工事の入札参加資格の取得を希望する建設業者が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を 策定・届出している場合、技術事項等評価点数に加点	監理課

施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策 (2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進

《現状及び課題》

本県における就業している女性の数 $(15\sim64~~$ 歳)は年々増加していますが、共働き世帯が増加する中で、 就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性 が少なからず存在しています(図表 - 38、図表 - 42)。

また、本県における男性の家事・育児関連時間は全国平均より短いなど、家庭責任の多くを女性が担っている現状にあります(図表 - 43、図表 - 47)。

このため、広報誌やセミナーを通じた啓発による育児の日の普及に取り組むとともに、男性の育児休業取得促進など、男性の積極的な家事・育児参加を促進し、女性の就労継続に向けた環境を整えていきます。

併せて、保育所や認定こども園等の整備促進による待機児童の解消を図るほか、子どもを持つ親の多様な働き方にも対応できる保育サービスの充実等の取組を促進し、仕事と子育ての両立のための環境整備をより一層進めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 仕事と子育ての両立のための環境整備

ア 子育てと仕事を両立させやすい環境づくり

親が安心して仕事と子育ての両立ができるようにするため、地域の実情に応じて、認定こども園や 放課後児童クラブなどの整備を促進します。また、様々な保育ニーズに対応するため、保育サービス の充実等の取組を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等			
保育所及び認定こども 園の整備促進	多様な保育ニーズに対応した保育サービスの確保や待機児童解 消及び耐震化を図るための保育所,認定こども園の整備促進	子育て支援課			
放課後児童クラブの整 備促進	全育成対策事業や学校の空き教室・既存の保育所等の空き施設の -				
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育で支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	子育て支援課			
延長保育の実施促進	保育認定を受けた子どもについて,通常の利用日及び利用時間 以外の日及び時間において,保育所,認定こども園等で保育を行う 延長保育の実施促進	子育て支援課			
地域子育て支援拠点の 設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い,子育てについての 相談,情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子育て支援課			

第5章 - 施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり - 基本施策 (2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
一時預かり事業の実施 促進	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進	子育て支援課
病児保育の実施促進	子育て支援課	
子育で短期支援の実施 促進	家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合 や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な 場合に行う短期預かり事業の実施促進	子育て支援課
「育児の日」の普及促 進	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する機運の醸成に 資するとともに、仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バラン ス)について考える契機となるよう、町内会、NPO、市町村社会 福祉協議会等と連携して、「育児の日」の普及促進	子育て支援課
「育児の日」協力企業の登録・紹介	「育児の日」に、ノー残業デーや年休取得促進日を設定するなどの取組を行う企業について「育児の日」協力企業として登録するなど、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ることにより、職場における子育てしやすい環境づくりを促進	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センター の設置促進	雇用労政課

施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策 (3) 雇用の場の確保

《現状及び課題》

少子化の要因の一つである未婚化については、その原因として、若者の雇用形態の不安定さなどからくる 経済的基盤の弱さが指摘されています。

本県の雇用者(役員を除く)のうち非正規雇用者の割合は、男女ともに増加しており、経済的基盤の弱さを克服するには、安定した雇用が必要不可欠です(図表 - 33、図表 - 35)。

雇用の創出に当たっては、本県の強みである農林水産業やそれらを活用した食品関連産業等、電子・自動 車関連産業の集積を生かすとともに、本県特有の観光資源や地域資源を最大限に生かしながら産業振興に向 けた取組を進めていきます。

また、共働き世帯が増加する中で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています(図表 - 38、図表 - 42)。

女性が自らの希望に応じて最大限に能力を発揮し、働くことができるよう、女性の就労継続に向けた雇用 環境を整備する必要があります。

さらに、本県においては、非正規雇用労働者における女性の割合が高くなっているため、その待遇を改善するとともに、女性や若者などの多様な働き方の選択肢を広げていく必要があります(図表 - 34)。

《施策目標及び具体的施策》

① 県内雇用の確保と創出

ア 働く場の創出

鹿児島にしごとをつくり、安心して働けるようにするため、鹿児島の特性を生かした付加価値の高い産業の創出や地域産業の競争力強化に取り組むとともに、地域経済に付加価値を生み出す核となる企業の立地促進や立地企業の成長支援等に取り組むなど、本県の雇用創出力向上を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
新たな起業家の育成支援	新たな雇用の創出や,若者・女性の活躍の場の拡大,地域活性化を図るため,創業を志す者や創業後間もない事業者に対して,創業初期の負担軽減などの支援を行うとともに,地域への経済波及効果が高い事業等の発掘及び育成等を実施	産業立地課
創業や新分野進出等に 取り組む製造業者への 支援	創業や新たな分野への進出,規模拡大に取り組む中小製造業者の経営計画の策定,研究開発,設備投資等を一貫して支援することで,雇用の確保や地域経済の活性化を促進	産業立地課
企業立地の促進	本県の特性を生かした食品関連産業や電子,自動車関連産業をはじめ今後,成長が見込まれる環境・新エネルギー産業など付加価値の高い次世代の基幹産業を担う企業の立地促進や立地企業の成長支援	産業立地課
農林水産業における担 い手の確保・育成	本県農林水産業を支える担い手の確保・育成を図るため、情報の 提供や各種相談会の実施、現場における研修等を支援	経営技術課 森林経営課 水産振興課

第5章 - 施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり - 基本施策 (3) 雇用の場の確保

具体的施策	担当課等	
	県内外で開催される大規模イベントや本県の魅力ある観光資源	
観光産業の振興	を生かし、関係団体と連携しながら国内外からの誘客を促進する	観光課
	ことにより、観光産業の振興を図る。	

イ 県内雇用の促進

結婚、妊娠・出産、子育ての各段階のいずれにおいても、就労を望む場合に、望むタイミングで望む働き方ができるという希望がかなう環境を整備することが重要であることから、若年者等に対する就職支援や、個々人の希望を踏まえた正社員化や処遇改善の促進、子どもを持ちながら働き続けることができるよう雇用を促進する取組を進めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等	
若年者等に対する就職支援	 ・本県若年者等の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおいて、職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施 ・若年者等の県内企業への就職促進を図るため、経済団体や県内企業等に対し、県内定着の推進に向けた取組を要請・国との連携による、新規学卒者や若年者を対象とした県内企業合同説明会の実施や、県外進学者や県外就労者等を対象としたUIJターンフェアの首都圏等での開催 	雇用労政課	
	高校へのキャリアガイダンススタッフの配置による就労支援の 充実	高校教育課	
女性に対する再就職支 援	結婚・出産・子育て等により就労を中断し,再就職を希望する女性を対象に,再就職に必要な知識等の習得のための研修を実施	雇用労政課	
正社員化, 処遇改善の 促進	・非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む事業主に対する各種支 接制度の普及・啓発		
	ふるさと鹿児島の人財確保・育成を図るため、これまでの取組に加え、新たな視点として、鹿児島で働き、暮らすことのメリットの啓発や、県内産業の魅力アップ、外国人材を含む人材確保のための新たな仕組みづくりなどに、経済界や関係団体とも連携し、「オール鹿児島」で中長期的な観点での人財確保・育成に取り組む。	商工政策課	

施策の方向及び基本施策と各計画の関係

	施策の方向及び基本施策	次世代	支援 法	母子 保健	子若計画	貧困計画	母子 寡婦	放課 後
1	結婚,妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	_	_	_	_		1	1
	(1) 総合的な結婚支援の推進	0						
	(2) 健やかな妊娠・出産への支援	0		0				
	(3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保	0		0	0			
2	安心して子育てができる社会づくり	_	_	_	_	_	_	
	(1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成	0			0			
	(2) 地域における子育ての支援	0	0		0			\bigcirc
	(3) 保育士等の人材確保	0	0		0			0
	(4) 子育ての経済的負担の軽減	0	0		0			
	(5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり	0			0			
3	子どもの夢や希望を実現する環境づくり	_	_	1	_	1	1	1
	(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進	0			0			
	(2) 安全で安心な学校づくり	0						
	(3) 特別支援教育の充実	0	0	0				
	(4) 幼児教育の充実	0	0					
	(5) 郷土教育の推進	0			0			
	(6) 家庭教育の充実	0						
	(7) 次世代をリードする人材の育成				0			
4	子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	_	_	1	_	1	1	1
	(1) 児童虐待防止対策の充実	0	0		\circ			
	(2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり	0			0	0		
	(3) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援	0	0				0	
	(4) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進	0			0			
	(5) 子ども・若者の社会的自立の支援				0			
	(6) 社会的養育の充実・強化	0	0		0			
5	ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり	_	_	_	_	_	_	_
	良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推(1)	0			0			
	`	ļ		ļ 		 		
	(2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進	0	0	ļ 	0	 		
	(3) 雇用の場の確保							

※次世代:次世代育成支援対策推進法第9条第1項の規定に基づく「鹿児島県次世代育成支援行動計画」 ※支援法:子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」

※母子保健:「母子保健計画について」(平成 26 年 6 月 17 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙「策定指針」に基 づく「母子保健計画」

※子若計画:子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」 ※貧困計画:子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」 ※母子寡婦:母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」 ※放課後:新・放課後子ども総合プランに係る県行動計画

鹿児島の特徴を生かした子ども・子育ての取組

鹿児島県では、本県の魅力や強みである様々な特徴を生かして、鹿児島らしい子ども・子育ての取組を進めています。

(1)「優しく温もりのある地域社会」を生かした取組

本県は、子どもや高齢者を対象としたボランティア活動を行う人の割合が全国の中でも上位であるなど、地域で支え合う仕組みが残っているとともに、地域づくりなど社会的な課題に住民が自発的・自立的に取り組むNPO法人数は、人口当たり全国4位と高い水準にあります。

このような中で、多様な主体が県内各地域において、子育て世代の交流の場の提供や育児相談、放課 後児童クラブの運営など、子ども・子育ての取組を進めています。

(1) 子育て経験者による子育て支援の促進

地域子育て支援拠点やファミリー・サポートセンターなどを活用した地域住民同士の結びつきを生かした子育て経験者による子育て支援等の取組を促進

② 高齢者が行う子育て支援活動の促進

子育て支援活動に対するポイントを加算し、高齢者による子育て支援活動を促進

③ 子ども食堂の支援

子ども食堂の立ち上げ時の相談体制整備や開設支援を行うことによる設置促進を図るとともに,地域における関係者の連携を促進。また,子ども食堂への理解を深め,気軽に参加し,幅広い支援が得られるよう周知

(2) 「教育的風土や伝統的な地域の教育力」を生かした取組

本県は、西郷隆盛や大久保利通といった、近代国家・日本の形成に大きく寄与した先人達を数多く輩出しました。今なお、このような幕末の混乱期に未来を切り拓いた若者を育てた教育的風土や、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力が継承されています。

① かごしま地域塾

地域の一縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした異年齢集団での体験活動等の実施

② 放課後子ども教室への支援

子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援

③ 子ども会や公民館の活動支援

体験活動等を通し、郷土に誇りを持つとともに、社会性や自主性を持つ子どもを育む活動を行うあいご会などの子ども育成会、公民館活動等を支援

4) かごしま青年塾

これからの鹿児島を担う青壮年層を対象に、各界で活躍する経営者やリーダー等との交流や現地での研修等を通して、次世代鹿児島の地域を支えるリーダーを育成

(3) 「豊かな自然,個性ある歴史と多彩な文化」を生かした取組

本県は、桜島、離島、温泉、黒潮など、豊かな自然環境に恵まれています。

19世紀には、反射炉や各種工場の建設や英国への留学生派遣などを行い、明治維新を中心に、鹿児島は、当時の日本をリードする大きな力を持つようになり、新しい国家を樹立する原動力となりました。また、本県は、いわゆる大和文化圏と琉球文化圏との接点であったことも影響し、個性豊かな祭礼行事や民俗芸能が存在し、各地で多様な生活文化が育まれています。

このような自然,歴史,文化の保全を図るとともに,子どもたちの理解と認識を深め,心豊かに育つ 環境づくりを進めます。

① 山村留学受入れの支援

豊かな自然や地理的特性を生かし、県内外からの山村留学受入を支援

② 自然体験活動の推進

豊かな自然の中で、思いやりや耐性、自主性、社会性、協調性などを身につけさせるために、青少年社会教育施設等を利用した自然体験や生活体験を実施

③ 歴史, 文化遺産の周知・活用の推進

郷土の理解と認識の醸成及びその活用による学習機会の充実

④ 歴史を生かした青少年相互交流

姉妹盟約を結んでいる岐阜県の青少年や,友好協定を締結している英国のロンドン・カムデン区とマンチェスター市の青少年との相互交流活動

明治維新 150 周年を契機として薩長土肥 4 県が締結した「薩長土肥同盟」に基づき、4 県の高校生による相互交流

(4) 「成長著しいアジアに近接した地理的優位性」を生かした取組

本県は、我が国本土の最南端に位置し、世界の経済成長の6割を占めるアジアに近接しています。 さらに、香港、シンガポール、韓国、中国など、アジア地域を中心とした海外との長年にわたる幅広 い分野での交流実績を有しています。

この地理的優位性を生かし、様々な交流を行うことにより、国際的な視野を持った人材の育成を図ります。

① 直行便で結ばれているアジアの主要都市との交流

アジア経済圏の主要都市であり,本県と国際定期路線が就航しているソウル,上海,台北に大学生・ 社会人を派遣し,現地若手企業人との交流や経済活動の現場体験等を実施

② 香港・シンガポールとの交流

本県と関わりの深い香港・シンガポールに高校生を含む青少年を学校等へ派遣

③ 中国の大学との交流

本県と包括協定を締結している中国の清華大学への県内大学生の留学派遣

SDGs (持続可能な開発目標) との関係

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなすものであり、2030(令和 12)年までに、実行、達成すべき事項が整理されています。

SDGsは「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指しており、持続可能な世界を実現するため、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、17 のゴールと 169 のターゲット、232 の指標が定められています。

SDGsは「かごしま子ども未来プラン2020」の施策とも、方向性を同じくするものであり、本計画は、以下のとおり、SDGsの「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」など、9のゴールに関連しています。

そのため、本計画に沿って具体的施策に取り組むことは、SDGSの目標達成にもつながります。





	本計画の「施策の方向」	SDGs
1	結婚,妊娠・出産の希望を実現できる社 会づくり	3 #べての人に
2	安心して子育てができる社会づくり	3 字べての人に
3	子どもの夢や希望を実現する環境づくり	3 ずべての人に 対 対 対 の 高い 数 章を
4	子どもたちが未来に希望を持てる社会づ	1 対目を なくぞう 2 知順を せつに 3 情報と描述を (())
4	< <i>i</i>	10 人々思の不平等
5	ライフスタイルに合わせた働き方ができ る社会づくり	5 ジェンダー平等を 実現しよう 8 報告成長も 10 人や国の不平等 をなくそう ・

第6章 子ども・子育て支援新制度の推進

1 区域の設定

(1) 趣旨

計画においては、教育・保育の量の見込み(需要量)と実施しようとする教育・保育の提供方法と実施時期(確保方策)を定める単位となる区域を設定することになっています。

設定に当たっては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、広域利用等の実態を踏まえることとなっており、この区域が、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断断基準となります。

(2)内容

市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し広域利用等の実態を踏まえた結果、県設定区域は市町村 単位とします。

具体的には、以下の43区域です。

鹿児島市地域(鹿児島市)

鹿屋市地域(鹿屋市)

枕崎市地域(枕崎市)

阿久根市地域(阿久根市)

出水市地域(出水市)

指宿市地域(指宿市)

西之表市地域(西之表市)

垂水市地域(垂水市)

薩摩川内市地域 (薩摩川内市)

日置市地域(日置市)

曽於市地域(曽於市)

霧島市地域 (霧島市)

いちき串木野市地域(いちき串木野市)

南さつま市地域(南さつま市)

志布志市地域(志布志市)

奄美市地域(奄美市)

南九州市地域(南九州市)

伊佐市地域 (伊佐市)

姶良市地域 (姶良市)

三島村地域 (三島村)

十島村地域(十島村)

さつま町地域(さつま町)

長島町地域(長島町)

湧水町地域(湧水町)

大崎町地域 (大崎町)

東串良町地域(東串良町)

錦江町地域 (錦江町)

南大隅町地域(南大隅町)

肝付町地域(肝付町)

中種子町地域(中種子町)

南種子町地域(南種子町)

屋久島町地域(屋久島町)

大和村地域(大和村)

宇検村地域(宇検村)

瀬戸内町地域 (瀬戸内町)

龍郷町地域(龍郷町)

喜界町地域(喜界町)

徳之島町地域(徳之島町)

天城町地域 (天城町)

伊仙町地域 (伊仙町)

和泊町地域(和泊町)

知名町地域 (知名町)

与論町地域(与論町)

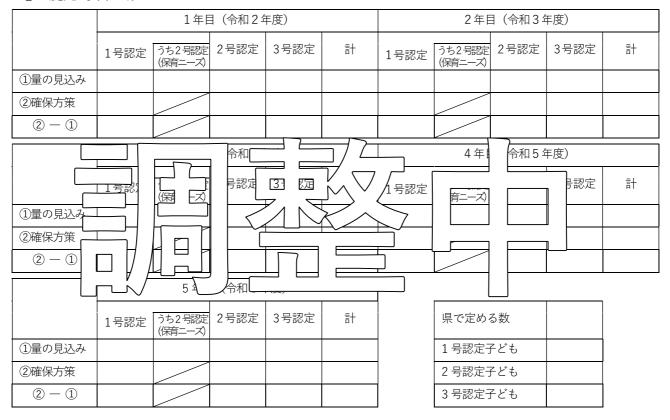
2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策

市町村と調整、協議を行い、別表のとおりとします。

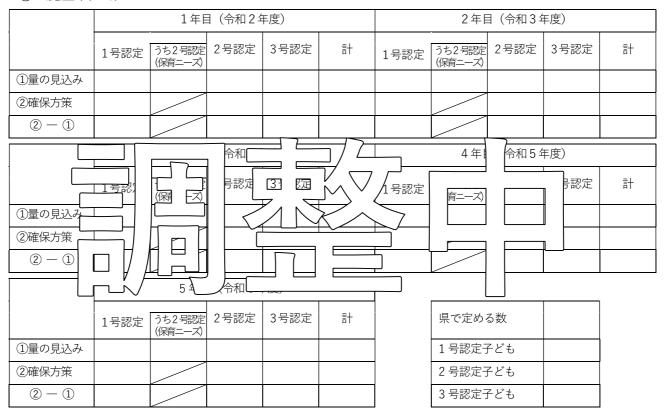
保育については、「子育て安心プラン」に基づき、2020(令和2)年度末まで、その他については2024(令和6)年度末までに区域ごとの教育・保育の量の見込みに対応する確保方策を設定しています。

(1) 各区域

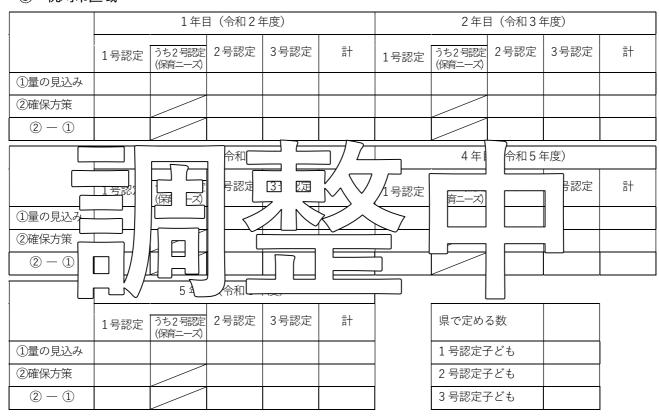
① 鹿児島市区域



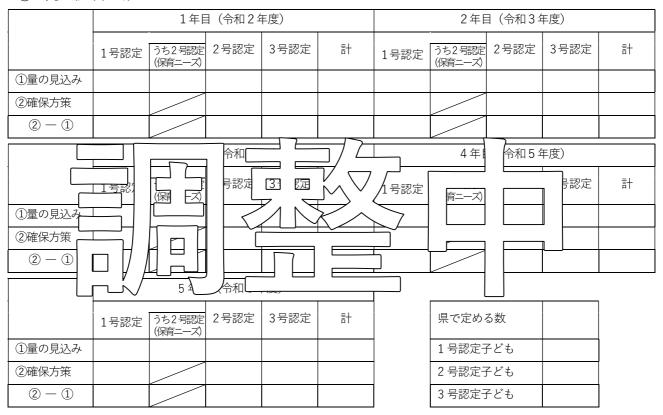
② 鹿屋市区域



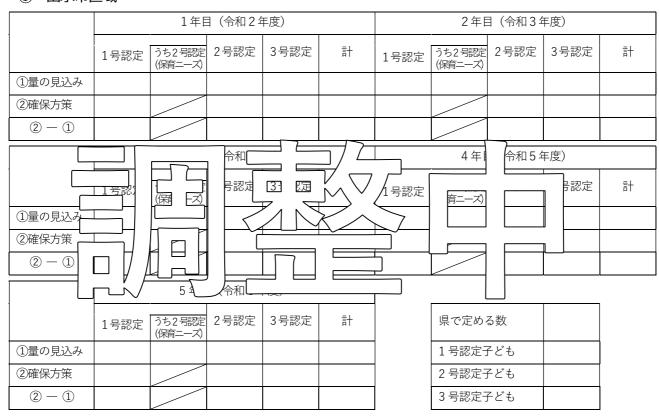
③ 枕崎市区域



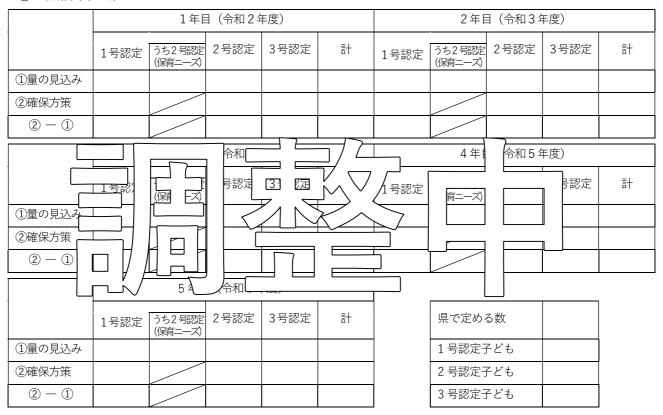
4) 阿久根市区域



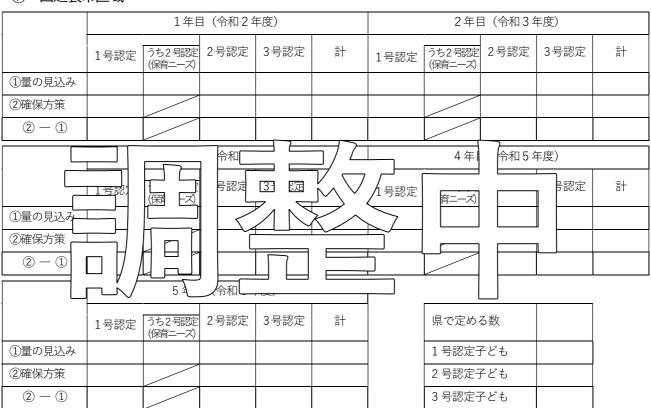
⑤ 出水市区域



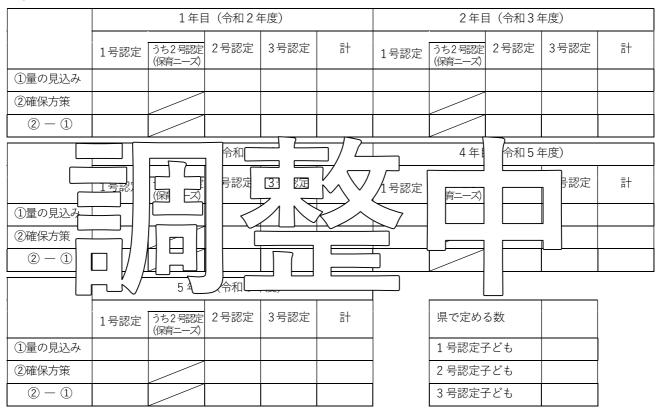
⑥ 指宿市区域



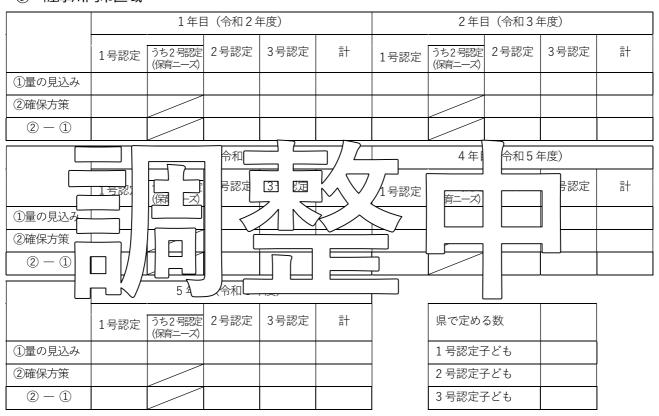
⑦ 西之表市区域



⑧ 垂水市区域



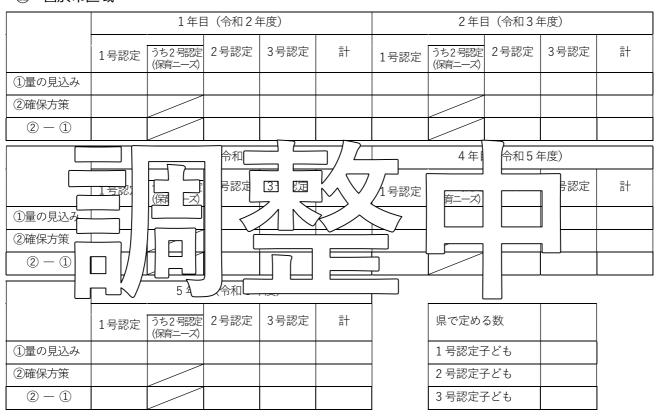
9 薩摩川内市区域



10 日置市区域

		1年	目(令和2年	拝度)	2年目(令和3年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み										
②確保方策										
2-1										
			令和		<u> </u>		4年	令和 5 年	拝度)	
①量の見込み	T号認	保足	号認定	3		1号認定	育ニーズ)		号認定	計
②確保方策 ② 一 ①										
	`_	5 🖳	令和	1,2,						
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		県で定める	る数		
①量の見込み							1号認定	子ども		
②確保方策							2号認定	子ども		
2-1							3号認定	子ども		

① 曽於市区域



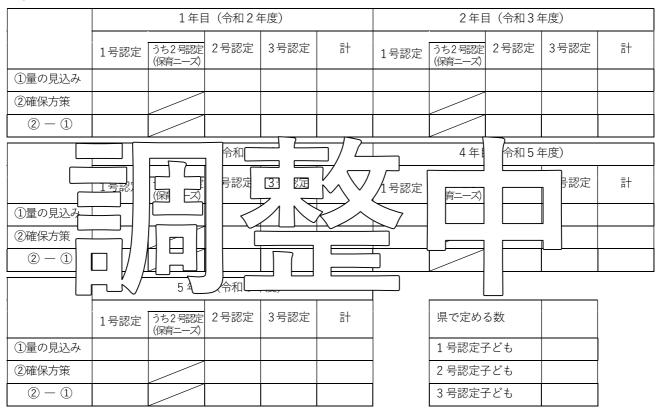
⑫ 霧島市区域

		1年	目(令和2年	拝度)	2年目(令和3年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み										
②確保方策										
2-1										
			令和		<u> </u>		4年	令和 5 年	拝度)	
	1号認		号認定			1号認定	育ニーズ)		号認定	計
①量の見込み ②確保方策 ② 一 ①										
		5 🖳	令和							
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		県で定める	る数		
①量の見込み							1号認定于	子ども		
②確保方策							2号認定于	子ども		
2-1							3号認定	子ども		

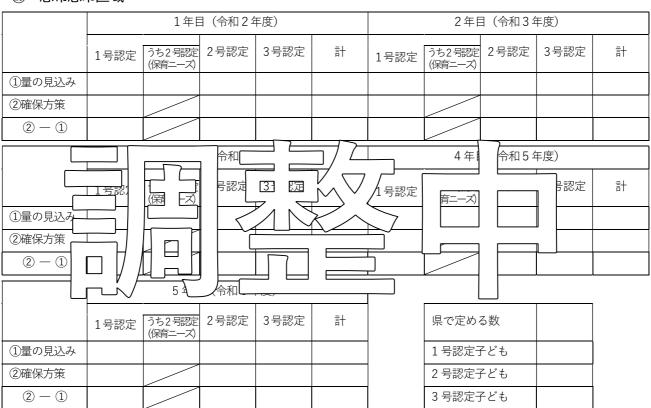
③ いちき串木野市区域



⑭ 南さつま市区域



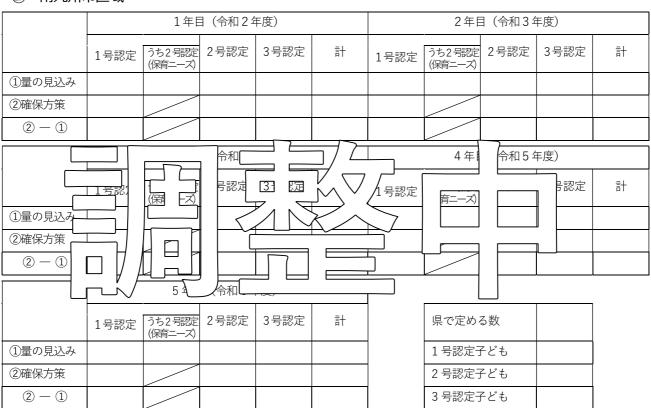
15 志布志市区域



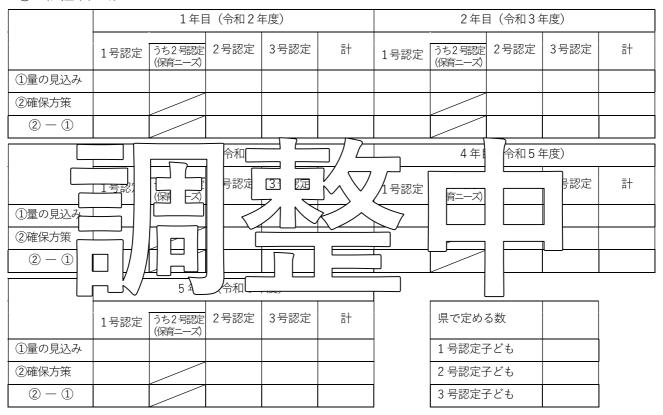
16 奄美市区域

		1年	目(令和2年	拝度)	2年目(令和3年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み										
②確保方策										
2-1										
			令和		<u> </u>		4年	令和 5 年	拝度)	
	1号認		号認定			1号認定	育ニーズ)		号認定	計
①量の見込み ②確保方策 ② 一 ①										
		5 🖳	令和							
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		県で定める	る数		
①量の見込み							1号認定于	子ども		
②確保方策							2号認定于	子ども		
2-1							3号認定	子ども		

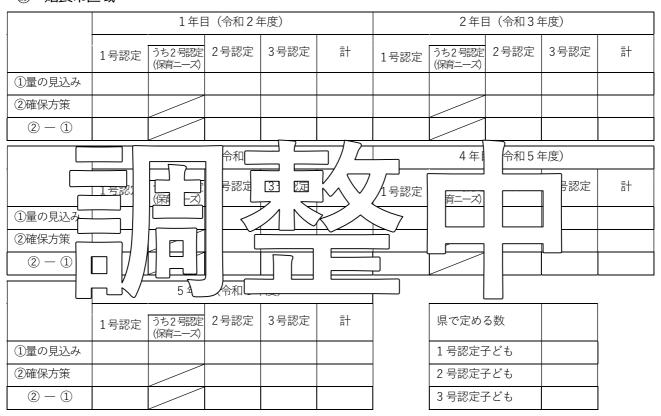
⑰ 南九州市区域



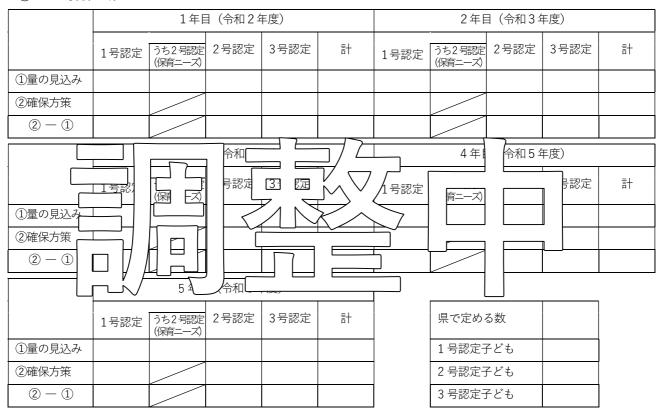
18 伊佐市区域



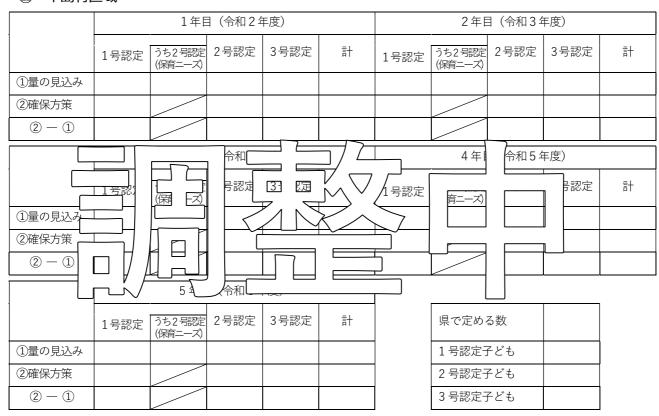
⑨ 姶良市区域



20 三島村区域



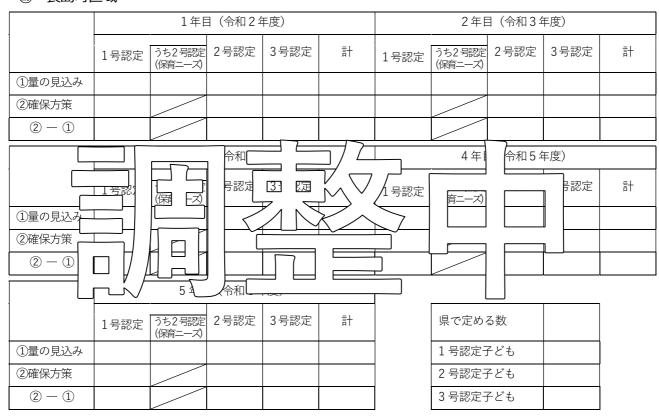
② 十島村区域



② さつま町区域

	1年目(令和2年度)						2年目(令和3年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		
①量の見込み												
②確保方策												
2-1												
			令和		<u> </u>		4年	令和 5 年	拝度)			
①量の見込み	1号認	(編 元)	号認定	33 53		1号認定	育ニーズ)		号認定	計		
②確保方策 ② — ①												
		5 🖳		· <i>/</i>			L					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		県で定める	る数				
①量の見込み							1号認定	アども				
②確保方策							2号認定于	子ども				
2-1							3号認定	そども				

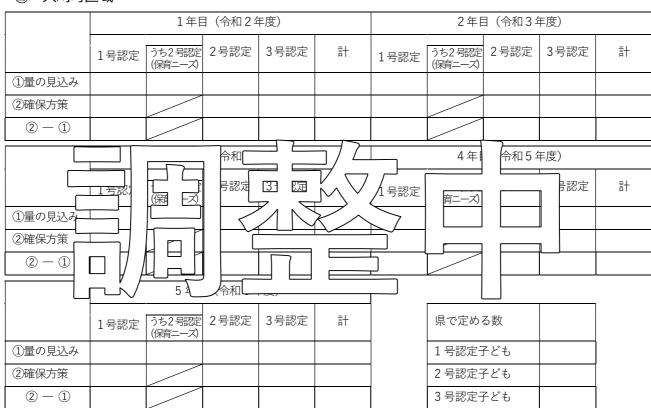
② 長島町区域



24 湧水町区域

	1年目(令和2年度)						2年目(令和3年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		
①量の見込み												
②確保方策												
2-1												
			令和				4年	令和 5 年	拝度)			
①量の見込み ②確保方策	1号認		号認定	33 53		月認定	育ニーズ)		記定	計		
2-1		5 4	令和									
	1号認定	うち2号誌に (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		県で定める	<u></u> る数				
①量の見込み							1号認定	子ども				
②確保方策							2 号認定	子ども				
2-1							3号認定	そども				

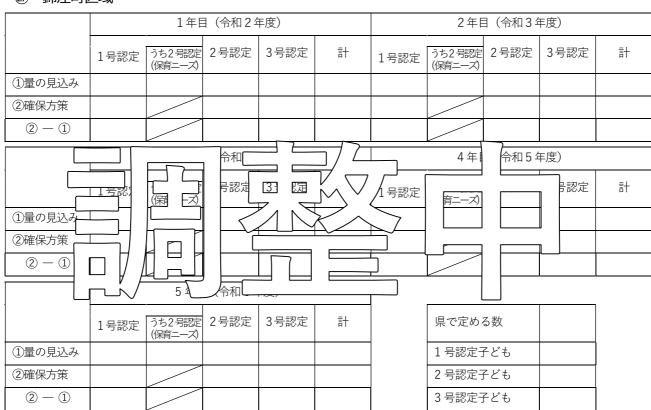
25 大崎町区域



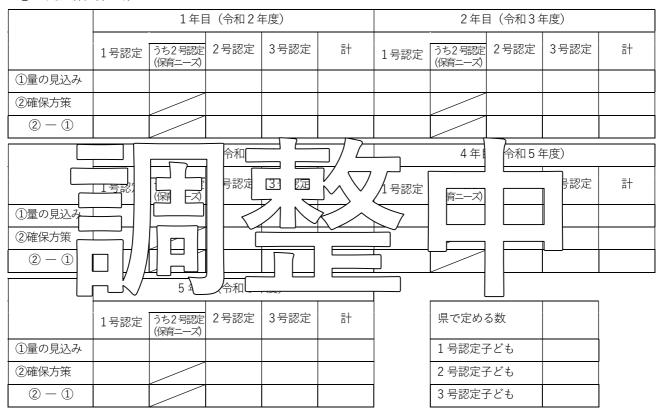
26 東串良町区域

	1年目(令和2年度)						2年目(令和3年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		
①量の見込み												
②確保方策												
2-1												
			令和				4年	令和 5 年	拝度)			
①量の見込み ②確保方策	1号認		号認定	33 53		月認定	育ニーズ)		記定	計		
2-1		5 4	令和									
	1号認定	うち2号誌に (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		県で定める	<u></u> る数				
①量の見込み							1号認定	子ども				
②確保方策							2 号認定	子ども				
2-1							3号認定	そども				

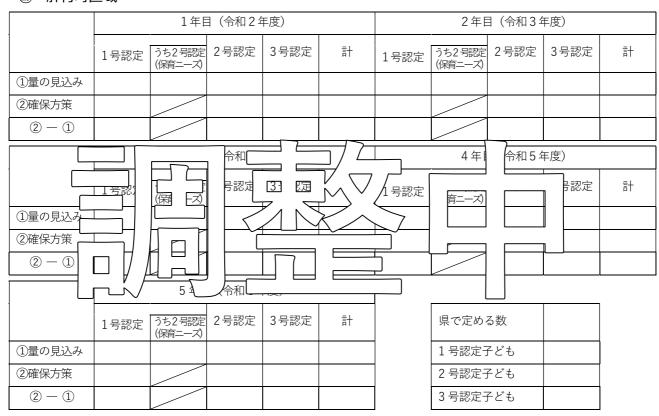
② 錦江町区域



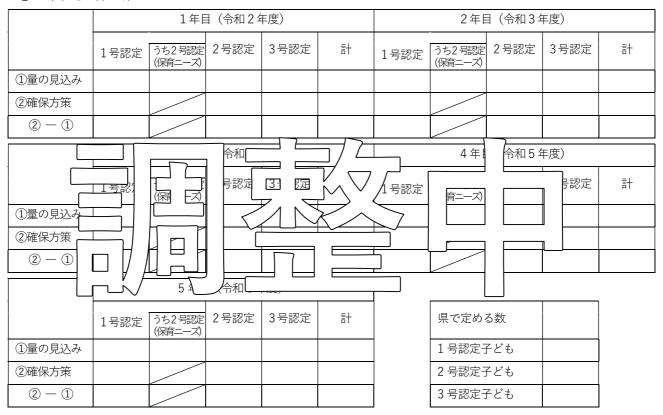
28 南大隅町区域



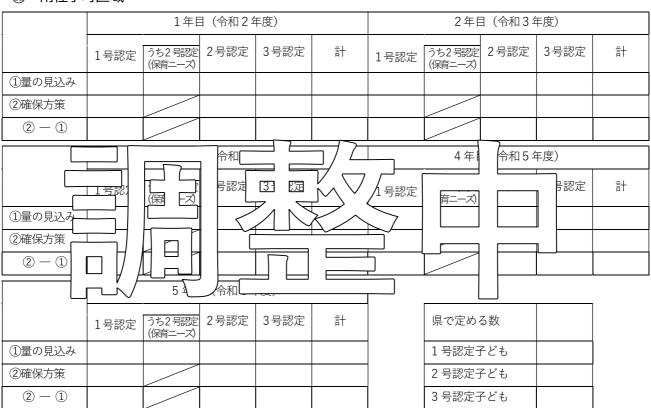
29 肝付町区域



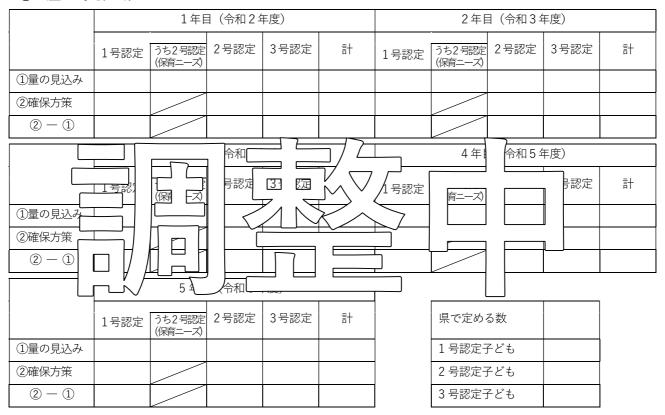
③ 中種子町区域



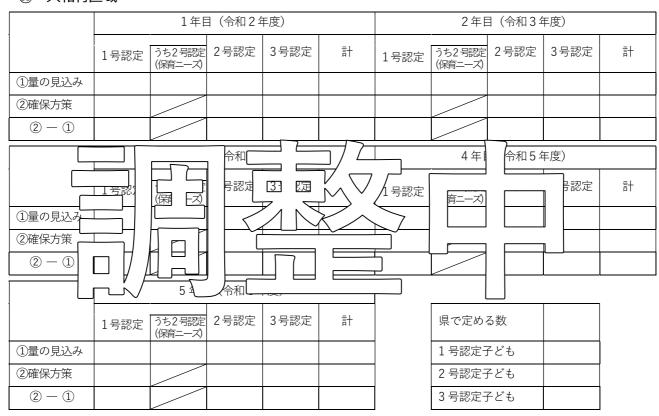
③1 南種子町区域



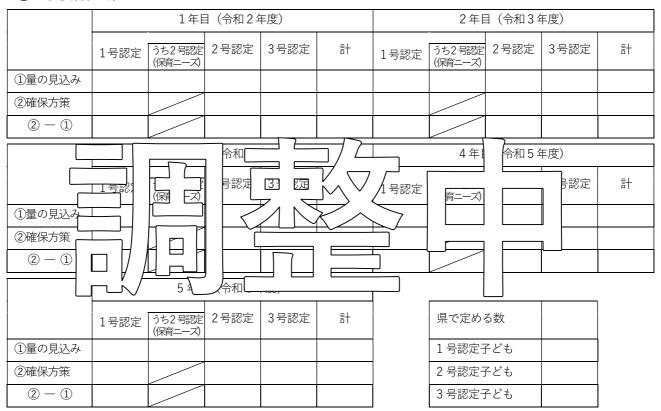
③ 屋久島町区域



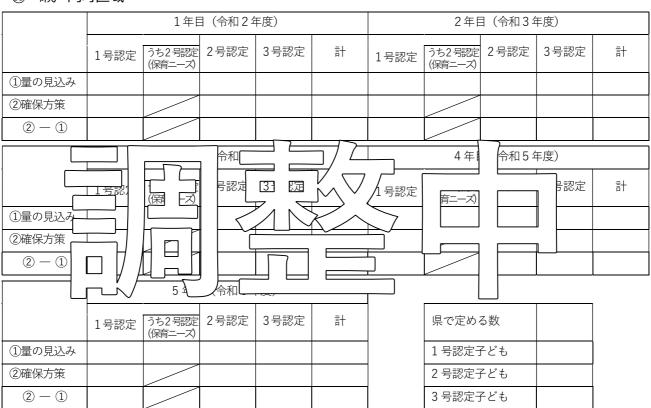
③ 大和村区域



34) 宇検村区域



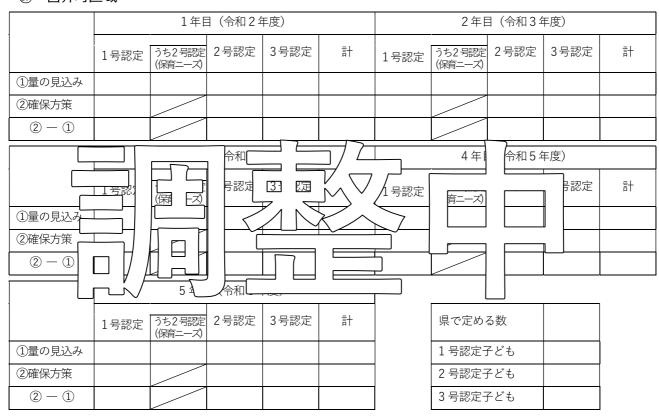
③ 瀬戸内町区域



36 龍郷町区域

	1年目(令和2年度)						2年目(令和3年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		
①量の見込み												
②確保方策												
2-1												
			令和		<u> </u>		4年	令和 5 年	拝度)			
①量の見込み ②確保方策	1号認		号認定			月認定	育ニーズ)		异認定	<u></u> =+		
2-1		5 1	令和									
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		県で定める	る数				
①量の見込み							1号認定日	子ども				
②確保方策							2 号認定	子ども				
2-1							3号認定	そども				

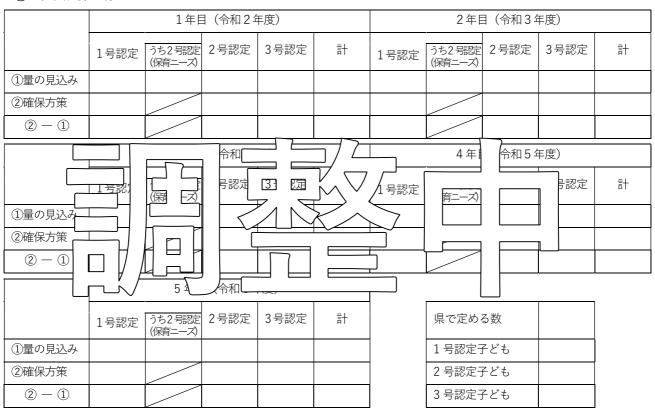
③ 喜界町区域



38 徳之島町区域

	1年目(令和2年度)						2年目(令和3年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		
①量の見込み												
②確保方策												
2-1												
			令和		<u> </u>		4年	令和 5 年	拝度)			
①量の見込み ②確保方策	1号認		号認定			月認定	育ニーズ)		异認定	<u></u> =+		
2-1		5 1	令和									
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		県で定める	る数				
①量の見込み							1号認定日	子ども				
②確保方策							2 号認定	子ども				
2-1							3号認定	そども				

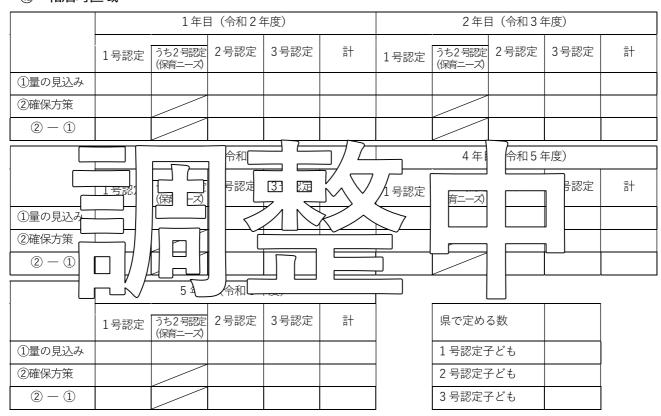
③ 天城町区域



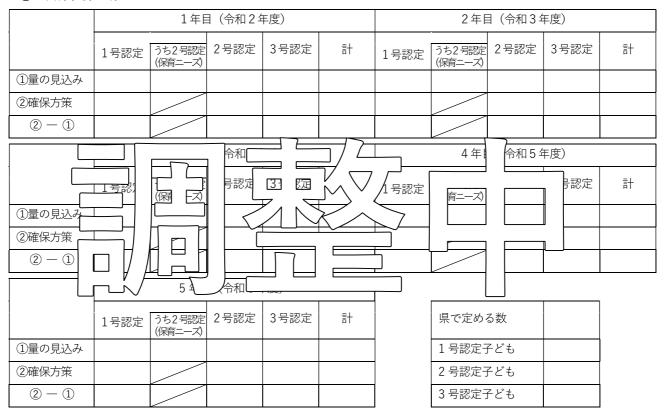
40 伊仙町区域

	1年目(令和2年度)						2年目(令和3年度)					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		
①量の見込み												
②確保方策												
2-1												
			令和				4年	令和 5 年	拝度)			
①量の見込み ②確保方策	1号記	網以	号認定			号認定	育二一ズ)		子認定	計		
2-1		5 1	令和									
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計		県で定める	る数				
①量の見込み							1号認定于	子ども				
②確保方策							2 号認定	子ども				
2-1							3号認定于	そども				

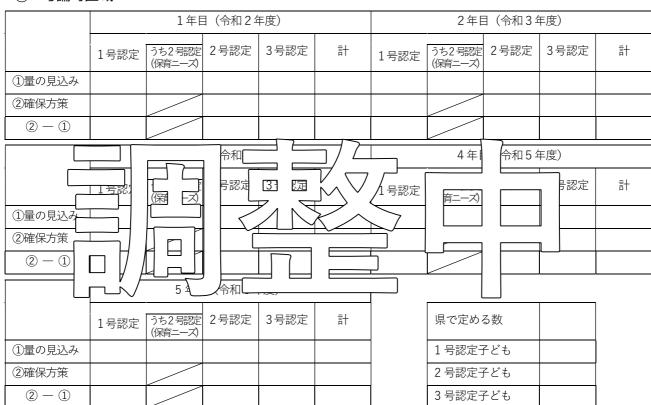
41 和泊町区域



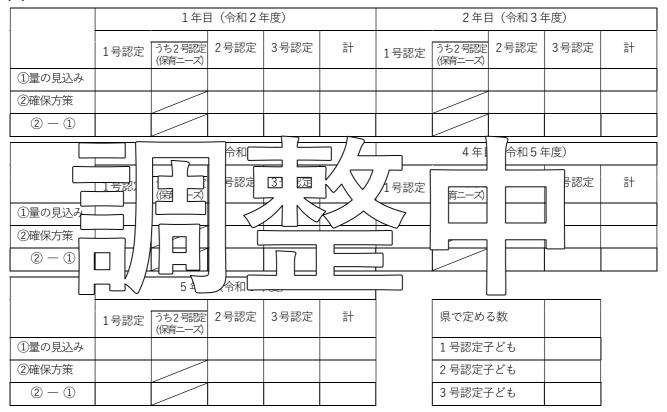
42 知名町区域



④ 与論町区域



(2) 県計(参考値)



(3) 県の認可,認定に係る需給調整の考え方

県設定区域ごとに判断をします。

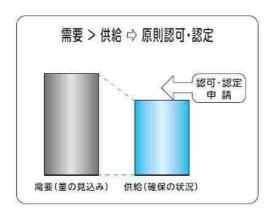
① 基本的考え方

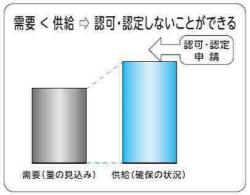
区域ごとに、量の見込みと確保方策の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・ 設定を行います。

原則認可・認定

量の見込み(需要) > 供給(確保の状況) ➡ (適格性・認可基準を満たす申請者である場合)

需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) ⇒ 認可・認定しないことができる(=需給調整)

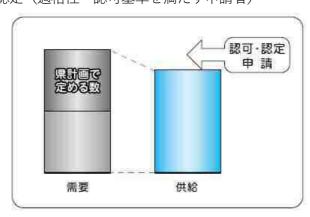




② 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「県計画で定める数」 > 供給

→ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)



- ・この「県計画で定める数」は,現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定します。
- ・設定に当たっては、県子ども・子育て支援会議の議論を通じて透明性を確保します。
- ※ 鹿児島市内の認定こども園の認可及び認定については、中核市である鹿児島市に認可及び認定権限があるため、鹿児島市の計画の中で定めることとなります。

3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

① 認定こども園の普及

認定こども園については、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であること、また、地域の子育て支援も行う施設であることから、地域の実情に応じその普及を図ります。

② 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

幼稚園や保育所から認定こども園に移行する希望がある場合には,原則として認可・認定基準を満たす限り,認可・認定を行うこととします。

具体的には、教育・保育の供給量が需要量を上回る場合においても、各区域の需要量に別表に定める「県の定める数」を加えた数までは、認可・認定を行うこととします。

また、移行に際し、施設整備が必要な場合には、補助事業の活用を図ります。

(2)教育・保育の必要性と推進方策

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としており、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものであり、その際それぞれの子供や家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような支援を行います。

支援の実施主体である市町村は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施し、県は、市町村が行う子育てのための施設等利用給付の実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業が適切、円滑に行われるよう必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を行います。

(3) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者や地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また,原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業については,満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう,認定こども園,幼稚園,保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

このため、認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携について、市町村が積極的に関与し、円滑な連携が図られるよう支援します。

(4) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

115ページから117ページの施策に基づき、人材確保及び資質向上に努めます。

4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整

市町村間で広域調整が整わない場合と市町村子ども・子育て支援事業計画作成時における県への協議 や調整については、別途定める手続により行うこととします。

(2) 認定こども園, 幼稚園, 保育所の利用定員設定時等の調整

市町村が特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときや変更しようとするときに、あらかじめ行う知事への協議については、別途定める手続により行うこととします。

5 教育・保育に従事する者の確保

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別	定教育•保育施設					
	幼稚園(※1)			1/7		
	幼保連携型認定こども園					
	保育所					
	保育所型認定こども園					
特別	定地域型保育事業所	7 - 7				
	計					
	計 株字教奈・伊奈族部に該坐した!	、小枡田にあっょ	n + A + \			

[※] 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に 当たっては、法に基づく市町村への情報提供や、事業の実施状況についての情報共有、立入調査への同行 等を行います。

また、給付事業を実施するに当たっては、市町村に対し適切な助言を行い、事業の円滑な実施を図ります。

[※] 保育を行う者の見込み数については、令和2年1月31日内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出例について」の「計画期間中の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出方法(例)表2」により算出。

7 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業への支援

地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭や子どもを対象とする事業として、利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)などを市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

この事業は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施するものとされており、県は 市町村が実施する各事業が円滑に運営されるよう事業費の助成や助言等の支援を行います。

(2) 市町村における取組計画

「地域子ども・子育て支援事業」に取り組む予定の市町村数は次のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業					
延長保育事業					
放課後児童健全育成事業					
子育て短期支援事業					7
乳児家庭全戸訪問事業					
養育支援訪問事業					
地域子育て支援拠点事業					
一時預かり事業					
病児保育事業					
子育て援助活動支援事業					
(ファミリー・サポート・センター事業)					

(3) 放課後児童健全育成事業の推進

① 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子供教室については、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、次代を担う人材育成が図られるよう市町村の取組を支援する必要があることから、県としては、教育委員会と福祉部局の連携を始め放課後対策の総合的な在り方を検討するための「推進委員会」において、市町村の取組を推進します。

8 教育・保育情報の公表

県は、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、特定教育・保育施設及び 地域型保育事業所の教育・保育等の内容に関する事項等についてインターネット等で公表します。

第7章 数值目標

本県の合計特殊出生率は、2018 (平成30) 年では1.70であり、全国的には第4位と高い水準にありますが、人口の維持に必要とされる合計特殊出生率の2.07からすると相当低く、少子化に歯止めがかかっていない状況が続いています。

少子化は、社会における様々なシステムや社会経済情勢、人々の価値観と深く関わっており、克服するためには極めて長い時間を要するとされています。このような少子化の流れに少しでも歯止めをかけ、次代を担う子どもを育成する取組を第5章 「施策の方向」で示しましたが、本章では、その取組をより計画的に推進するため、以下のとおり数値目標を掲げます。

1 重点数值目標

少子化対策に直結し、第5章 「施策の方向」で位置付けた主な取組に関連する数値目標であり、計画 期間中の毎年度において、その進捗を管理し、少子化対策の成果を現す目安と位置付けるものです。

番号	数値目標項目	現状 (平成 30 年度)	目標(令和6年度)
1	かごしま出会いサポートセンター会員登録会員数	1,131 人	1,500 人
2	かごしま出会いサポートセンター会員登録者の延べ成婚数	10 組	40 組
3	婚活イベントの年間情報提供数	77 回	105 回
4	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	15 市町村	全 (43) 市町村
5	保育所等待機児童数	244 人	0人
6	地域子育て支援拠点の実施市町村数	37 市町村	全 (43) 市町村
7	病児保育事業の実施箇所数	39 箇所	47 箇所
8	休日保育の実施箇所数	25 箇所	45 箇所
9	放課後児童クラブ待機児童数	437 人	0人
10	ファミリー・サポート・センター設置箇所数	19 箇所	22 箇所
11	男性の育児休業取得率	5.5%	11.9%
12	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	54.2%	78.0%
13	認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設の割合	47%	100%
14	子ども家庭総合支援拠点を設置する市町村数	0 市町村	全 (43) 市町村
15	いずれは,結婚しようと考える未婚者(40 代まで)の割合	68.5%	増加させる
16	予定している子どもの数が2人以上と答える人の割合	74.7%	増加させる
17	子育てがしやすくなったと感じる人の割合	20.8%	34.0%
18	仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える人の割合	15.4%	21.0%

^{※1 15~18} の項目については、5年後の県民意識調査の結果により評価を行う。

2 包含する計画において掲げる数値目標

母子保健計画,子どもの貧困対策計画,子ども・若者計画,母子家庭等及び寡婦自立促進計画,新・放課後子ども総合プランに係る県行動計画における数値目標であり,少子化対策に関連する目標として掲げるものです。

(1) 母子保健計画

₩ □	₩//広口+無TG 口	現状	目標
番号	数値目標項目	(平成 30 年度)	(令和6年度)
1	妊娠 11 週以内での妊娠の届出率	90.7%*1	100.0%
2	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.4%*1	0 %
3	妊娠中の妊婦の飲酒率	0.8%*1	0 %
4	全出生児に占める低出生体重児の割合 (出生体重 2,500 g 未満) (出生百対)	11.5%**2	減少させる
5	乳児死亡率(出生千対)	2.6*2	2.1 以下
6	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	15 市町村	全 (43) 市町村
7	産婦健康診査に取り組む市町村数	7 市町村	全 (43) 市町村
8	産後ケアの事業に取り組む市町村数	20 市町村	全 (43) 市町村
9	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村数	41 市町村	全 (43) 市町村
10	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村数	22 市町村	全 (43) 市町村
11	育てにくさを感じたときに何らかの解決方法を知っ ている親の割合	78.7% ^{*1}	95.0%
12	積極的に育児に参加している父親の割合	65.0% ^{*1}	増加させる
13	4 種混合の予防接種率	初回 101.8% 追加 97.0%	95.0%以上
14	麻しん・風疹(MR)の予防接種率	1期 97.4% 2期 91.5%	95.0%以上
15	3歳児でむし歯のない者の割合	81.2%*3	88.0%
16	12 歳児でむし歯のない者の割合	58.1%	65.0%
17	10 代の人工妊娠中絶実施率(15~19 歳人口千対)	5.10 人**4	減少させる
18	10 代の性感染症の報告数(1 定点医療機関あたり)	3.63 人	減少させる
19	10 代の自殺率(当該年齢人口 10 万対)	1.4 人	減少させる

^{※1} 暫定値

^{※2} 人口動態統計(平成29年)

^{※3} 平成30年度3歳児歯科健康診査

^{※4} 衛生行政報告例(平成29年度)

(2) 子どもの貧困対策計画

番号	※ん店 □ t垂Tō □	現状	目標	
笛写	数値目標項目	(平成 30 年度)	(令和6年度)	
1	子どもの貧困対策計画の策定市町村数	0 市町村	全 (43) 市町村	
2	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率	94.4%	99.4%	
	(進学・就職率)(中学卒業後)	94.470	99.470	
3	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率	92.7%	97.6%	
3	(進学・就職率)(高等学校等卒業後)	92.170	91.076	
4	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.2%	2.2%	
5	母子・父子支援自立支援員の配置市町村数	3 市町村	6 市町村	
6	ひとり親家庭自立支援給付金の延べ支給者数	1,308 人	1,908 人	
7	ひとり親家庭自立支援給付金受給者の就職・進学率	79.6%	100.0%	
8	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	15 市町村	全 (43) 市町村	

(3) 子ども・若者計画

番号	数値目標項目	現状 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	「優れた地域塾」認証団体数	48 団体	65 団体

(4) 母子家庭等及び寡婦自立促進計画

番号	数値目標項目	現状 (平成 30 年度)	目標(令和6年度)
1	母子・父子支援自立支援員の配置市町村数	3 市町村	6 市町村
2	ひとり親家庭自立支援給付金の延べ支給者数	1,308 人	1,908 人
3	ひとり親家庭自立支援給付金受給者の就職・進学率	79.6%	100.0%

(5)新・放課後子ども総合プランに係る県行動計画

番号	数値目標項目	現状 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
1	放課後児童クラブ待機児童数	437 人	0人
2	放課後児童支援員の認定資格研修総受講者数	1,805 人	3,600 人

3 その他

番号	数値目標項目	現状	目標
田夕	数 爬口惊 况 口	(平成 30 年度)	(令和6年度)
1	かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数	1,843 社	2,020 社
2	特定教育・保育施設等の第三者評価,学校関係者評価	30.0%	100.0%
2	の実施率	30.0 %	100.0%
3	一時預かり事業等の実施箇所数	391 箇所	705 箇所
4	子育て短期支援事業の実施市町村数	22 市町村	29 市町村
5	利用者支援事業実施箇所数(母子保健型除く)	14 箇所	42 箇所
6	保育の質の向上のための研修総受講者数	1,034 人	3,300 人
7	交通安全教育の普及	256 回	270 🗉
8	「育児の日」における <u>協力企業数</u>	126 社	155 社
9	かごしま子育て応援企業登録数	452 社	780 社
10	男性の家事・育児時間	1 時間 03 分*1	1 時間 22 分
11	幼児と児童との交流を実施している小学校の割合	97.9%	100.0%
12	移行支援シート等を活用した引継ぎ(幼保→小学校)	50.6%	80.0%
13	代替養育を受けている子どもの里親等委託率	17.3%	29.0%
14	結婚・子育てサポート宣言企業の登録数	145 社	200 社

^{※1} 総務省統計局 平成28年度社会生活基本調査

第8章 参考資料

1 計画策定の経過

時期	事項
2015(平成 27)年 3 月	「鹿児島県子ども子育て支援事業支援計画」策定
2016 (平成 28) 年 3 月	「かごしま子ども未来プラン2015」策定
2017 (平成 29) 年 6 月	かごしま子ども調査 (調査期間 2017(平成 29)年 1 月)
2019(平成 31)年 3 月	少子化等に関する県民意識調査 (調査期間 2018(平成 30)年 11 月)
2019(令和元)年6月	第1回少子化対策推進本部作業部会(28日) ・「かごしま子ども未来プラン2015」の数値目標実績について ・「次期かごしま子ども未来プラン」体系図について
2019(令和元)年7月	第1回少子化対策推進本部幹事会(25日) ・「かごしま子ども未来プラン2015」の数値目標実績について ・「次期かごしま子ども未来プラン」体系図について
2019(令和元)年8月	第1回少子化対策推進本部(5日) ・「かごしま子ども未来プラン2015」の数値目標実績について ・「次期かごしま子ども未来プラン」体系図について
2019(令和元)年9月	第 13 回子ども・子育て支援会議(5 日) ・「かごしま子ども未来プラン2015」の数値目標実績について ・「鹿児島県子ども子育て支援事業支援計画」進捗状況について ・「次期かごしま子ども未来プラン」素案について
2019(令和元)年 10 月	第2回少子化対策推進本部幹事会(16日) ・「次期かごしま子ども未来プラン」素案について
2019(令和元)年 11 月	第2回少子化対策推進本部(7日) ・「次期かごしま子ども未来プラン」素案について
2019(令和元)年 11 月	第 14 回子ども・子育て支援会議(29 日) ・「次期かごしま子ども未来プラン」素案について
2019(令和元)年 12 月	県議会環境厚生委員会(11 日) ・計画素案の説明等
2019(令和元)年 12 月	計画素案に対する県民からの意見募集 (20日から 2020 (令和 2) 年 1 月 20 日まで)
2020(令和2)年2月	第 15 回鹿児島県子ども・子育て支援会議(17 日) ・計画最終案に対する意見について
2019(令和元)年3月	県議会環境厚生委員会 (●日) ・計画最終案の説明等
2019(令和元)年3月	・計画策定

2 鹿児島県子ども子育て支援会議

(1) 鹿児島県子ども子育て支援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、鹿児島県子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 支援会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 支援会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第6条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「支援会議」とあるのは「部会」と、 「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第7条 支援会議又は部会において必要があると認めるときは、その会議に専門的事項に関し学識経験のある者その 他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、くらし保健福祉部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 25 年 11 月規則第 64 号で、同 25 年 11 月 21 日から施行)

(2) 鹿児島県子ども子育て支援会議委員

(委嘱期間 令和元年 11 月 21 から令和 3 年 11 月 20 日まで)

委員属性	人数	団体	職名等	氏名	備考
		鹿児島国際大学国際文化学部	特任教授	大坪 治彦	
		鹿児島大学大学院医歯学総合研究科	名誉教授	武井 修治	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある	5	鹿児島大学教育学部	教授	前田 晶子	
者		鹿児島純心女子大学大学院	教授	餅原 尚子	
		鹿児島県市長会 (鹿児島市 健康福祉局 こども未来部長)		田中 公弘	
		小学校就学前の児童をもつ保護者	公募	立薗大輔	
		小学校就学前の児童をもつ保護者	公募	エルメス 恵子	
子どもの保護者	5	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	副会長	青矢 順子	
		鹿児島県PTA連合会	副会長	田實 澄恵	
		鹿児島県私立幼稚園 PTA 連合会	理事	林 朋子	
事業主を代表する者	1	鹿児島県経営者協会	会員	中村 邦子	
労働者を代表する者	1	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会	副会長	今村 悟	
		特定非営利活動法人全国認定こども園協会 九州地区鹿児島県支部	支部長	輿水 基	
		鹿児島県児童養護協議会	会員	白鳥 浄子	
7 1 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		一般社団法人鹿児島県私立幼稚園協会	会長	上原 樹縁	
子ども・子育て支援に 関する事業に従事す る者	7	公益社団法人鹿児島県医師会	会員	金蔵 章子	
(公有)		鹿児島県国公立幼稚園・こども園協会	会長	石原養仁	
		鹿児島県民生委員児童委員協議会	主任児童委員	大石 明子	
		社会福祉法人鹿児島県保育連合会	会長	幸多健次	
市町村長	1	鹿児島県町村会	理事	大久保 明	
合計 (人)	20				

3 関係機関連絡先一覧

		所 在 地	電話番号
鹿児島県庁	〒890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2111(代表)

(1) 各種相談機関

相談機関		所在地	電話番号 (FAX 番号)	所管区域	
* 児童相談所全国共通ダイヤル 189 (最寄りの児童相談所につながります)					
中央児童相談所	〒891-0175	鹿児島市桜ヶ丘六丁目 12	099-264-3003 (099-264-3044)	県下一円 (大隅児童相談所及び 大島児童相談所の管轄 地域を除く)	
大隅児童相談所	〒893-0011	鹿屋市打馬二丁目 16-6	0994-43-7011 (0994-43-7016)	鹿屋市, 垂水市 曽於郡, 肝属郡	
大島児童相談所	〒894-0012	奄美市名瀬小俣町 20-2	0997-53-6070 (0997-53-1532)	奄美市,大島郡	
女性相談センター	_		099-222-1467 (099-227-0557)	県下一円	
男女共同参画センター	〒892-0816	鹿児島市山下町 14-50 (県民交流センター内)	099-221-6630 099-221-6631 (099-221-6640)	県下一円	
精神保健福祉センター	〒890-0021	鹿児島市小野1丁目1-1	099-218-4755 (099-228-9556)	県下一円	
こども総合療育センター	〒891-0175	鹿児島市桜ヶ丘六丁目 12	099-265-2400 (099-265-0006)	県下一円	
発達障害者支援センター	〒891-0175	鹿児島市桜ヶ丘六丁目 12 (こども総合療育センター内)	099-264-3720 (099-265-0006)	県下一円	
かごしま子ども・若者総合相談センター (ひきこもり地域支援センター)	〒890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-8 (県青少年会館 2 階)	099-257-8230 (099-257-8231)	県下一円	
総合教育センター	〒891-1393	鹿児島市宮之浦町 862	○教育相談課 099-294-2200 (099-294-2333) ○特別支援教育研修課 099-294-2820 (099-294-2317)	- 県下一円	
若者就職サポートセンタ -	〒892-0842	鹿児島市東千石町 1-38 鹿児島商工会議所(アイム)ビル 3F	099-216-9001 (099-223-0433)	県下一円	
消費生活センター	〒892-0838	鹿児島市新屋敷町 16-203	099-224-0999 (099-224-4997)	県下一円	
大島消費生活相談所	〒894-8505	奄美市名瀬永田町 17-3	0997-52-0999 (0997-52-0999)	奄美市,大島郡	

(2) 各種相談等

電話相談窓口	相談受付時間	電話番号	
小児救急電話相談	平日・土曜日:19:00〜翌朝 8:00 日曜・祝日:8:00〜翌朝 8:00	県内共通 #8000 (ダイヤル回線・IP電話 などからは099-254-1186)	
「子ども・家庭 110 番」(中央児童相談所内設	祝日を除く	000 275 /152	
置) 子どものあらゆる相談	月~金: 9:00~22:00	099-275-4152	
男女共同参画センター	_	_	
男女共同参画に関する相談			
○一般相談(面談による相談は要予約)	水〜日曜日:9:00〜17:00 火曜日(休館日の翌日) 9:00〜20:00		
○専門相談 法律相談,メンタルヘルス相談,男性相 談	(法律相談) 第1・第3火曜日 13:30~16:30 (メンタルヘルス相談) 第3木曜日 13:30~16:30 (男性相談) 第2土曜日 9:30~16:30	099-221-6630 099-221-6631	
配偶者暴力相談支援センター			
配偶者や交際相手からの暴力に関する相談			
県女性相談センター	(祝日を除く) 月〜水・金曜日:8:30〜17:00 木曜日:8:30〜20:00 日曜日:9:00〜15:00	099-222-1467	
	水~日曜日 9:00~17:00	099-221-6630	
県男女共同参画センター	火曜日(休館日の翌日)9:00~20:00	099-221-6631	
地域振興局・支庁の地域保健福祉課	月〜金曜日 8:30〜17:00 (閉庁日を除く)	P225 に記載	
自殺予防情報センター (面談による相談は要予約) 自殺に関する悩みを持った方や家族などの相 談	(祝日を除く)月曜日・木曜日 9:00~12:00,13:00~16:00	099-228-9558	
少年サポートセンター「ヤングテレホン」 非行・家出・いじめ等少年問題に関する相談	月~金曜日 8:30~17:15 (閉庁日を除く)	099-252-7867	
「かごしま教育ホットライン24」 いじめに関する相談(いじめ以外の相談もでき ます)	年中無休 24 時間対応	0120-0-78310 0120-783-574 099-294-2200	
鹿児島労働局 雇用環境・均等室 男女雇用機会均等法,育児・介護休業法,パートタイム労働法等に関する相談	月~金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15	099-223-8239	
消費者ホットライン (身近な市町村消費生活相談窓口等を案内し ます。)	(相談窓口によって異なります。)	(局番なし) 188	
犯罪被害者等支援総合窓口(県くらし共生協働 課内) (犯罪の被害に遭われた方への適切な個別相 談窓口や県の犯罪被害者等支援施策の案内)	月〜金曜日 8:30〜17:15 (閉庁日を除く)	099-286-2523	

	電話相談窓口		相談受付時間	電話番号
「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」(FLOWER)				
(性	(性暴力・性犯罪被害に関する相談のほか,関係機関の紹介,病院等			
~σ.)付き添いなどを行います。)			
	○(公社)かごしま犯罪被害者支援センター	(祝日を除く) 火〜土曜日	10:00~16:00	099-226-8341
	○性犯罪被害相談電話(鹿児島県警察)	24 時間対応		#8103
	〇II化非似古伯秋电的(庇允岛宗言余)			0120-007-867
	○犯罪被害者等支援総合窓口(鹿児島県生活・文化課内)	(祝日を除く) 月~金曜日	8:30~17:15	099-286-2523
	「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」(FLOWER) (性暴力・性犯罪被害に関する相談のほか、関係機関の紹介、病院等			
	付き添いなどを行います。)			
	○(公社)かごしま犯罪被害者支援センター	(祝日を除く) 火〜土曜日	10:00~16:00	099-226-8341
	○₩₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽	0.4 吐胆壮长		#8103
	○性犯罪被害相談電話(鹿児島県警察)	24 時間対応 		0120-007-867
	○犯罪被害者等支援総合窓口(鹿児島県生活・文化課内)	(祝日を除く) 月〜金曜日	8:30~17:15	099-286-2523

(3) 保健所

	所 在 地		電話番号	所管区域
鹿児島市保健所	〒890-8543	鹿児島市鴨池二丁目 25-1-11	099-258-2321	鹿児島市
指宿保健所	〒891-0403	指宿市十二町 301	0993-23-3854	指宿市
加世田保健所	〒897-0001	南さつま市加世田村原二丁目 1-1	0993-53-2315	枕崎市,南さつま市,南九州市
伊集院保健所	〒899-2501	日置市伊集院町下谷口 1960-1	099-273-2332	鹿児島郡,日置市,いちき串木野市
川薩保健所	〒895-0041	薩摩川内市隈之城町 228-1	0996-23-3165	薩摩川内市, 薩 摩郡
出水保健所	〒899-0202	出水市昭和町 18-18	0996-62-1636	出水市,阿久根市,出水郡
大口保健所	〒895-2511	伊佐市大口里 53-1	0995-23-5103	伊佐市
姶良保健所	〒899-5112	霧島市隼人町松永 3320-16	0995-44-7951	霧島市,姶良市,姶良郡
鹿屋保健所	〒893-0011	鹿屋市打馬二丁目 16-6	0994-52-2103	鹿屋市,垂水市肝属郡
志布志保健所	〒899-7103	志布志市志布志町志布志 二丁目 1-11	099-472-1021	曽於市,志布志市,曽於郡
西之表保健所	〒891-3192	西之表市西之表 7590	0997-22-0777	西之表市,熊毛郡 (中種子町,南種子町)
屋久島保健所	〒891-4311	熊毛郡屋久島町安房 650	0997-46-2024	熊毛郡(屋久島町)
名瀬保健所	〒894-8501	奄美市名瀬永田町 17-3	0997-52-5411	奄美市,大島郡(大和村,宇検村, 瀬戸内町,龍郷町,喜界町)
徳之島保健所	〒891-7101	大島郡徳之島町亀津 4943-2	0997-82-0149	大島郡 (徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町)

(4) 県の福祉に関する事務所

	所在地	電話番号 (FAX番号)	所管区域
鹿児島地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口 1960-1	099-272-6301 (099-272-6270)	鹿児島市,日置市, いちき串木野市,三島村, 十島村
南薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	〒897-0001 南さつま市加世田村原 二丁目1-1	0993-53-8001 (0993-53-2680)	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市
北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町 228-1	0996-23-3166 (0996-20-2127)	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, さつま町, 長島町
姶良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	〒899-5112 霧島市隼人町松永 3320-16	0995-44-7965 (0995-44-7968)	霧島市,伊佐市, 姶良市,湧水町
大隅地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目 16-6	0994-52-2123 (0994-52-2120)	鹿屋市,垂水市,曽於市, 志布志市,大崎町,東串良町, 錦江町,南大隅町,肝付町
熊毛支庁 保健福祉環境部地域保健福祉課	〒891-3192 西之表市西之表 7590	0997-22-1138 (0997-22-0050)	熊毛郡全体,西之表市, 中種子町,南種子町, 屋久島町
屋久島事務所保健福祉環境課	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房 650	0997-46-2024 (0997-46-3522)	屋久島町
大島支庁保健福祉環境部地域保健福祉課	〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3	0997-57-7243 (0997-57-7251)	大島郡全体,奄美市, 大和村,宇検村, 瀬戸内町,龍郷町
瀬戸内事務所福祉課	〒894-1506 大島郡瀬戸内町古仁屋船津 36	0997-72-0186 (0997-72-0191)	宇検村,瀬戸内町
喜界事務所福祉係	〒891-6201 大島郡喜界町赤連 2901-14	0997-65-0114 (0997-65-0896)	喜界町
徳之島事務所福祉課	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津 7216	0997-82-0233 (0997-83-2784)	徳之島町,天城町,伊仙町
沖永良部事務所総務福祉課	〒891-9111 大島郡和泊町手々知名 134-1	0997-92-0121 (0997-92-3403)	和泊町,知名町,与論町

(5) 各市町村福祉事務所

		ul	電話番号
		所 在 地	(FAX 番号)
鹿児島市福祉事務所	=000 0677	#UD 6 + 1 - F. 44 4	099-216-1281
	〒892-8677	鹿児島市山下町 11-1	(099-216-1234)
鹿児島市谷山福祉事務所	〒891-0194	库坦克士公儿内内四丁里 4007	099-269-2111
		鹿児島市谷山中央四丁目 4927	(099-267-6555)
由日土垣刘市改元	=000 0001	库尼士共兴职 20.1	0994-43-2111
鹿屋市福祉事務所	〒893-8501	鹿屋市共栄町 20-1	(0994-44-2494)
抽场士短礼声效式	=000 0E01		0993-72-1111
枕崎市福祉事務所 	〒898-8501	枕崎市千代田町 27	(0993-72-1656)
75.4.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	=000 1000	阿女相士韓日町 200	0996-73-1211
阿久根市福祉事務所 	〒899-1696	阿久根市鶴見町 200	(0996-73-0297)
	=000,0000		0996-63-2111
出水市福祉事務所	₹899-0292	出水市緑町 1-3	(0996-62-7767)
北京 ウナルニナー キマケニイ		1555-1 Mr 0404	0993-22-2111
指宿市福祉事務所 	〒891-0497	指宿市十町 2424	(0993-24-4342)
		T+++T++ 7010	0997-22-1111
西之表市福祉事務所	₹891-3193	西之表市西之表 7612	(0997-23-4518)
~		- 1 - 1 m	0994-32-1111
垂水市福祉事務所 	₹891-2192	垂水市上町 114	(0994-32-6625)
		***************************************	0996-23-5111
薩摩川内市福祉事務所 	₹895-8650	薩摩川内市神田町 3-22	(0996-23-5088)
			099-273-2111
日置市福祉事務所	₹899-2592	日置市伊集院町郡 1-100	(099-273-3063)
<u> </u>	〒899-4192	曽於市財部町南俣 11275	0986-72-0936
曽於市福祉事務所			(0986-72-0744)
=			0995-45-5111
霧島市福祉事務所	〒899-4394	霧島市国分中央三丁目 45-1	(0995-45-1900)
			0996-32-3111
いちき串木野市福祉事務所	〒896-8601	いちき串木野市昭和通 133-1	(0996-32-3124)
		±)	0993-53-2111
南さつま市福祉事務所 	〒897-8501	南さつま市加世田川畑 2648	(0993-52-2010)
			099-474-1111
志布志市福祉事務所	〒899-7492	志布志市有明町野井倉 1756	(099-474-2281)
<u> </u>			0997-52-1111
奄美市福祉事務所 	〒894-8555	奄美市名瀬幸町 25-8	(0997-52-6955)
<u></u>		*	0993-56-1111
南九州市福祉事務所	〒897-0215	南九州市川辺町平山 3234	(0993-58-3710)
伊佐市福祉事務所	〒895-2511	/7/1 I T 1000	0995-23-1311
		伊佐市大口里 1888	(0995-22-5035)
姶良市福祉事務所	〒899-5492	姶良市宮島町 25 番地	0996-66-3355
			(0996-65-6964)
	〒899-1498	出水郡長島町鷹巣 1875-1	0996-86-1111
長島町福祉事務所 			(0996-86-0950)
			0997-46-2235
屋久島町福祉事務所	〒891-4311	熊毛郡屋久島町安房 650 番地 27	(0997-46-3371)
	1		(0331 40-3311)